

平成 29 年度 飯 能 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	35,900 戸
(給水世帯数)	(33,980 世帯)
(2) 年間総配水量	9,977,300 m <sup>3</sup>
(3) 1 日平均配水量	27,335 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	305,532 千円
ロ 配水管網整備事業	187,056 千円
ハ 浄水施設等再構築事業	405,270 千円
ニ 取水・浄水・配水施設等整備事業	178,319 千円
ホ 基幹施設耐震化事業	66,284 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	1,877,219 千円	
第 1 項 営 業 収 益	1,617,874 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	259,073 千円	
第 3 項 特 別 利 益		272 千円

	支	出
第1款 水道事業費用	1,705,697	千円
第1項 営業費用	1,644,652	千円
第2項 営業外費用	57,429	千円
第3項 特別損失	616	千円
第4項 予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額897,359千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額79,397千円、過年度分損益勘定留保資金563,867千円、当年度分損益勘定留保資金254,095千円で補てんするものとする。）。)

	収	入
第1款 資本的収入	538,045	千円
第1項 企業債	400,000	千円
第2項 負担金	126,329	千円
第3項 県補助金	11,716	千円
	支	出
第1款 資本的支出	1,435,404	千円
第1項 建設改良費	1,234,329	千円
第2項 企業債償還金	201,075	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	県水受水場改修事業	455,760 千円	平成 29 年度	216,000 千円
				平成 30 年度	239,760 千円
		小岩井浄水場沈殿池汚泥掻寄機更新事業	162,000 千円	平成 29 年度	81,000 千円
				平成 30 年度	81,000 千円
		小岩井浄水場耐震補強事業	145,844 千円	平成 29 年度	66,284 千円
				平成 30 年度	79,560 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 150,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
浄水施設等再構築事業	100,000	同上	同上	同上
取水・浄水・配水施設等整備事業	150,000	同上	同上	同上
計	400,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 2 0 3 , 2 4 0 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9, 0 0 0千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2 1 , 3 3 6千円と定める。